

スマートファミリープラン

(需給契約条件)

2026年11月1日 実施

九州電力株式会社

スマートファミリープラン

目 次

1	適 用 範 囲	1
2	供給電気方式，供給電圧および周波数	1
3	契 約 電 流	2
4	料 金	2
5	そ の 他	4
附	則	5
別	表	6

1 適用範囲

この需給契約条件は、低圧で電気の供給を受けて、電灯または小型機器を使用するお客さまで、次のいずれにも該当し、かつ、当社との協議が整った場合に適用いたします。

- (1) 契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- (2) 1 需要場所において動力を使用する契約種別とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が原則として50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において動力を使用する契約種別とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(1)に該当し、かつ、(2)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

2 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

3 契 約 電 流

- (1) 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (2) 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等を取り付けないことがあります。

4 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および電気供給条件〔低圧〕（以下「電気供給条件」といいます。）別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、電気供給条件別表2（燃料費調整）(3)により、燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし、電気供給条件別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(3)により、離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

(1) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流10アンペア	441円69銭
契約電流15アンペア	662円54銭
契約電流20アンペア	883円38銭
契約電流30アンペア	1,325円07銭
契約電流40アンペア	1,766円76銭
契約電流50アンペア	2,208円45銭
契約電流60アンペア	2,650円14銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	18円33銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	23円93銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	25円83銭

(3) 最低月額料金

(1)および(2)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および電気供給条件別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	397円58銭
---------	---------

5 そ の 他

(1) この契約種別の適用後 1 年に満たない場合は、原則として他の契約種別に需給契約を変更することはできません。

(2) 当社は、電気供給条件19（日割計算）に準じて日割計算を行ない料金を算定いたします。

なお、最低月額料金の日割計算は、電気供給条件19（日割計算）(1)イに準ずるものとし、料金適用上の電力量区分の日割計算は、別表（料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）によるものといたします。

(3) この需給契約条件に定めのない事項については、電気供給条件によるものといたします。

1 この需給契約条件の実施期日

この需給契約条件は，2026年11月 1 日から実施いたします。

2 この需給契約条件の実施にともなう切替措置

この需給契約条件実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては，電気供給条件18（料金の算定）および19（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。

別 表

(料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式)

- (1) 料金適用上の電力量区分を日割りする場合の基本算式は、次のとおりといたします。

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

- (2) (1)によって算定された第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

- (3) 電気供給条件18（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、(1)の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は、 } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

- (4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)および(3)の「検針期間の日数」および「暦日数」は、次によります。

イ 検針期間の日数

- (イ) 電気の供給を開始した場合は、開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

- (ロ) 需給契約が消滅した場合は、消滅日の直前の検針日から、当社が
次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日ま
での日数といたします。

ロ 暦 日 数

- (イ) 電気の供給を開始した場合は、そのお客さまの属する検針区域の
検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応する
ものといたします。）の属する月の日数といたします。
- (ロ) 需給契約が消滅した場合は、そのお客さまの属する検針区域の検
針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応
するものといたします。）の属する月の日数といたします。